

ILO 道路運送部門の安全衛生三者構成部門別会議

2015 年 10 月 12～16 日（ジュネーブ）

トランスポート・ネットワーク・カンパニー（TNC）*に関する決議

2015 年 10 月 12～16 日にジュネーブで開催された ILO 道路運送部門の安全衛生三者構成部門別会議は、

グローバル社会・経済の発展に関して、道路運送部門が重要な役割を果たしていることや、道路運送サービスの質と安全性、および労働者の労働条件や生活を継続的に向上させる必要性を強調し、

安全で、安価で、持続可能な交通運輸システムへのアクセスを全ての人に提供し、特に公共交通の拡充を通じて、弱い立場にある人、女性、子供、障害者、高齢者のニーズを特別に配慮しながら、道路運送の安全性の向上を訴える「持続可能な開発目標（SDG）第 11 項」を念頭に、

法規制を全面的に遵守しながら革新や最新技術の活用を促進するという目標を共有し、

雇用保障、労働条件および道路の安全に対するマイナスの影響や、フォーマル（公式）経済のインフォーマル化を防ぐために、交通運輸業者と同じ法規制の枠組みを全ての TNC に適用させ、公平な土俵を確保する必要性を強調し、

自称「有償のライド・シェア（相乗り）」の運送形態に関して、当局や司法が下した重要な決定が実施・履行されることの重要性を強調し、

特に産業の転換期には、社会的対話（労使対話）を促進するとともに、「世界人権宣言」や「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」

で規定されている、労働における基本的原則及び権利や人権を尊重する必要性があることを強調し、

ILO 理事会に以下を要請する。

- a. 各国政府、社会的パートナー、国際労働事務局が各自の権限内において、職業安全衛生や革新を促進する法規を策定、促進、実施すると同時に、ILO の「ディーセント・ワーク・アジェンダ」や「仕事の未来」の主旨に基づいて、公平な土俵を確保するよう求めること。
- b. 自称「有償のライド・シェア（相乗り）」の運送形態に対する国内法規の全面的実施・履行を ILO 加盟国に求めること。
- c. 「シェアリング・エコノミー」や「オンデマンド・エコノミー」や、これらがディーセントワークに及ぼす影響に関する統計や情報を収集・提供するよう、国際労働事務局に求めること。

* 訳者注：アプリを使った配車サービス事業者